

石巻市建設工事予定価格事前公表の試行に関する要綱

平成24年8月13日

告示第231号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における入札・契約制度のより一層の透明性及び公平性の確保並びに不正行為の防止を図るため、予定価格の入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、本市が発注する建設工事のうち予定価格（税込）が130万円を超えるもので、石巻市競争入札審査委員会が第4条各号に掲げる方法により指定するものとする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表をする予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を控除した価格とする。

(事前公表の方法)

第4条 事前公表の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により行う。

(1) 一般競争入札 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第4条の規定による公告

(2) 指名競争入札 石巻市契約規則第16条第2項に規定による通知

(入札執行に係る措置)

第5条 事前公表を行った建設工事の入札執行回数は1回とし、予定価格を超える価格の入札は失格とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事前公表の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年8月13日から施行し、同日以降に公告又は指名の通知をする工事について適用する。

附 則（平成25年1月29日告示第14号）

この告示は、平成25年1月30日から施行する。